

歳末たすけあい援護金申請の案内について

○配分の対象となる世帯

援護金配分の対象となる世帯は、在宅であって10月1日現在、次の(1)(2)(3)の条件いずれも満たしていることが必要です。

- (1) 常陸大宮市内に6か月以上居住する世帯
- (2) 生活困窮の状態にある世帯
- (3) 市民税が非課税世帯で、次に掲げるア～オの条件いずれかに該当する世帯

- ア. 満75歳以上のひとり暮らし高齢者
- イ. 満65歳以上のねたきり・認知症高齢者のいる世帯
- ウ. 準要保護世帯の認定を受けている世帯
- エ. 重度障害者のいる世帯
 - ①身体障害者手帳1級または2級
 - ②療育手帳AまたはA
 - ③精神障害者保健福祉手帳1級
- オ. 母子・父子家庭

※上記に該当する場合でも、生活保護世帯や施設入所あるいは長期入院(6か月以上)などの理由で在宅でない場合は対象外となります。

○援護金の額と配分の方法

援護金の額は、今年度の歳末たすけあい募金額で決定します。
該当世帯には平成30年12月に民生委員が、手渡しでお届けいたします。

○提出書類

「歳末たすけあい援護金配分申請書」
(申請書は市社会福祉協議会本所・各支所にあります。また、9月25日発行の社協だより「新星」にも掲載されています。)

○申請受付期間、提出先

受付期間 10月1日(月)～10月31日(水)

提出先

お住まいの地区を担当する民生委員、または常陸大宮市社会福祉協議会本所・各支所へ直接提出してください。

申し込みについて、ご不明な点がございましたら下記へお問い合わせください。

申込・問	社協 本所	☎53-1125
	社協 山方支所	☎57-6826
	社協 美和支所	☎58-3311
	社協 緒川支所	☎56-2857
	社協 御前山支所	☎55-2733



〈記号の見方〉

問：問い合わせ先 **申込**：申し込み先 **本庁**：常陸大宮市役所 **山支**：山方支所 **美支**：美和支所 **緒支**：緒川支所
御支：御前山支所 **教委**：市教育委員会 **教山**：山方分室 **教美**：美和分室 **教緒**：緒川分室 **教御**：御前山分室
かがやき：総合保健福祉センター(かがやき) **社協**：社会福祉協議会 **G**：グループ